

随意契約及び比較見積省略理由書

工事名：大阪府警察門真運転免許試験場空調監視設備改修工事

本工事は大阪府警察門真運転免許試験場に設置されている空調用中央監視装置（以下、「当該設備」という。）の良好かつ継続的な運用を目的とし、更新するものです。

大阪府警察門真運転免許試験場では、大規模建物内において、運転免許取得や更新手続き、講習等を行うため、執務室や講義室、サーバー室、などのさまざまな施設が収容されており、各居室ごとに求められる空調機器の能力は異なるため、各居室に合わせた空調機器を設置する必要があります。当該設備は設計製造者独自のプログラムソフト、システムで構成され、独立した空調機器の運転状況を一括で管理し、必要に応じ温湿度を調整することで効率的かつ持続的な施設運営を維持・遂行できるようになっております。

本工事は当該設備および主要部である空調用リモートユニットの更新工事にあたるものであり、既設機器類の調査、更新順序及び時期の調整及び、接続切替等、本工事において調査から更新、試験調整まで一括して行う必要があります。試験調整は当該設備全体を統括し行う必要があります、当該設備のシステム構成等を十分に熟知し、かつ専門知識を有する事業者において行うことが必要不可欠となります。

当該設備は製造、設置から25年以上が経過しており、現時点でも逐次的なメンテナンス、修繕を行うことで当該設備の維持を図っております。本工事においては当該設備を運用しながらの更新となり、本工事対象箇所の更新作業中においても、本工事対象外の不具合や故障等の不測の事態を想定しておく必要があります、警察業務の持続的な運用を図るため、不測事態の発生時は速やかな復旧対応が必要不可欠となります。そのため、当該設備全体を熟知し保守体制を確立した事業者にて不具合等が確認された場合は速やかな復旧を行い、必要な措置を早急にとらなければなりません。

東テク株式会社 大阪支店（以下、「特定者」という。）は、大阪府警察門真運転免許試験場に設置されている当該設備の設計製造者であり、現在に至るまで保守点検を行っていることから当該設備のシステム構成等を十分に熟知、専門知識を有しており、同種工事の施工実績も有しています。

以上の理由から特定者から見積書を徴したところ、適正な価格であると認められるので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するとともに、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により、比較見積を省略するものであります。